

白馬村監査委員告示第 2 号

平成28年2月1日付けで、地方自治法第242条第1項の規定により提出された住民監査請求について、同条第4項の規定により監査を実施したので、その結果を次のとおり公表します。

平成28年 2月 25日

白馬村代表監査委員 松 沢 晶 二

白馬村監査委員 津 滝 俊 幸

白馬村長及び職員措置請求に関する監査結果

第1 請求の受付

1 請求人

住 所 (略)

氏 名 (略)

2 請求書の提出

平成 28 年 2 月 1 日

3 請求の要旨（以下、原文のとおり記載）

住民が情報公開請求等で入手できる公文書は 1 枚 20 円である。これは「白馬村情報公開条例」の「実施規則」に基づいている。ところがその 20 円がどのような経緯あるいは基準で定められたのかを示す文書を情報公開請求したところ、「文書不存在」という回答が届いた。（事実証明 1）

決定の過程を示す文書の不存在は、20 円の根拠のないことを示している。根拠を示すことができない 20 円の徴収は違法であり無効である。住民は不当な料金を払わされてきたことになる。よって地方自治法第 242 条第 1 項及び第 2 項により、事件の監査を求める。併せて、村長および関係職員の責任に応じた賠償を求める。

請求の理由

- 1) 20 円の根拠を示す文書がないのは、料金の決定が担当者の裁量によって決定されたことを意味する。政治の要諦はすべからず法律の支配が前提である。特定の人物や機関の裁量で決められる問題ではない。今回の処分が認められるのなら、どのような問題も特定の担当者や機関の恣意で決められることになる。今回の処分が法律の支配を無視した処分で不当であることは明らか。
- 2) 20 円は相対的にはいかにも少額だが、法律の無視が問題なのであって額の問題ではない。
- 3) 以上がこの問題の本質だが、20 円は社会通念上にも問題がある。コンビニのコピー代は 1 枚(白黒)10 円が一般的だと思われるが、A・コープ白馬店では 1 枚(白黒)5 円である（ただし、A3 判は 10 円）。（事実証明 2） 標準値は 1 枚 10 円と考えてよいだろう。このような標準値を基準にすると本村の 20 円は倍額になる。それは、利益を見込んでの対応か、然らざれば住民の公文書請求を抑制したいという意図が働いているのではと思われる。前者なら、効率主義の民間企業の対応そのものであり、後者なら、住民の知る権利を制限するものである。いずれも公共機関のとるべき対応ではない。議会の議事録などの情報公開を求める住民はその受益者ではない。請求は当然の権利の行使である。いずれにせよ 20 円は不当な金額である。
- 4) 以上、理論的にも実際的にも 20 円の徴収は不当であるが、20 円と決められた日(正確には不明)から今日まで住民は不当な料金を払わされたのであり、それは行政の不

作為によってもたらされたのである。住民にはその損害にたいする補償を請求する権利がある。

※事実証明書の記載を省略した。

4 地方自治法第 242 条の要件に係る判断

地方自治法第 242 条に定める住民監査請求の制度は、本村の住民が、本村の職員等による個別具体的に特定された財務会計上の違法・不当または怠る行為が主観的に思科されるだけではなく、具体的な理由があると認めるとき、これらを証する書面を添え監査委員に対して監査を求め、違法・不当または怠る行為を予防し是正する制度である。そして、その事実によって、本村の被った損害を補てんするために必要な措置を求め、行政財の適正な運営を確保しもって住民全体の利益を擁護することを目的とするものである。

したがって、住民監査請求は、本村に財産的損失を与えるおそれがない財務会計上の行為については、住民監査請求の対象となる行為には該当しない。あわせて、条例の違法についても、その条例に従った行為が財務会計に損失を与えるものでなければ、住民監査請求の要件にはあたらないと言える。

最高裁一小法廷の平成 6 年 9 月 8 日判決（平成 6 年（行ツ）第 97 号）は、「たとえ違法・不当な事由があるとしても、それが地方公共団体である市に損害をもたらすような関係にない行為を、住民監査請求の対象には該当しない。」としている。

写しの交付に要する経費については、白馬村情報公開条例、施行規則に定められた基準に従い徴収しているもので、地方自治法第 242 条に規定する「違法又は不当に賦課、徴収を怠る事実」により、職員等に怠る事実があつて、村に財産的損失を与えているものではない。

以上のことから、地方自治法第 242 条の住民監査請求の要件を満たしていないため、本件の請求は不適法であるので却下する。